

平成 30 年度「ジャパン S D G s アワード」の具体的実施方法について

平成 30 年 6 月 8 日

S D G s 推進本部幹事会決定

「ジャパン S D G s アワード」実施要領（平成29年12月22日 S D G s 推進本部幹事会決定。以下「要領」という。）の 9 に基づき、平成30年度の「ジャパン S D G s アワード」の具体的実施方法について、下記のとおり定める。

記

1 公募の対象

要領 2 に基づき、「持続可能な開発目標（S D G s）実施指針」（平成28年12月22日 S D G s 推進本部決定）やそこに掲げられた優先課題を踏まえ、S D G s 達成に資する優れた取組を行っている企業又は団体等を表彰対象とする。ただし、原則として拠点を日本国内に有する団体に限ることとする。また、応募単位は活動単位ではなく、企業または団体等单位とし、1 企業または団体等につき 1 件までとする。

また、応募者が法令違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合等の不正又は不誠実な行為があった場合は、表彰の対象としないことがある。

なお、過去の「ジャパン S D G s アワード」の S D G s 推進本部長（内閣総理大臣）賞及び S D G s 推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）賞に受賞歴がある企業または団体等は受賞対象とならないこととする。

2 公募の手続

内閣総理大臣官邸及び外務省ホームページにより、案件の募集を行う（自薦に限る）。

3 選定方法

要領 7（2）に基づき、「ジャパン S D G s アワード」選考委員会（S D G s 推進円卓会議）による選考、S D G s 推進本部への報告を経て、同本部が決定する。

4 選考委員会

外務省地球規模課題審議官は、要領 7 に基づき、「ジャパン S D G s アワード」選考委員会（以下「選考委員会」という。）を S D G s 推進本部幹事会の下に開催する。

（1）選考委員会の任務

選考委員会は、別紙 1 の「ジャパン S D G s アワード」表彰基準等に基づき審査を行った上で、被表彰者の案を作成し、S D G s 推進本部に報告する。

(2) 選考委員会の構成

選考委員会は、SDGs推進円卓会議のメンバーで構成される。本年度は、別紙2のとおり。

(3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、外務省地球規模課題総括課において処理する。

5 表彰の種類及び対象

(1) SDGs推進本部長（内閣総理大臣）による表彰

極めて顕著な功績があったと認められる企業・団体等

(2) SDGs推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）による表彰

特に顕著な功績があったと認められる企業・団体等

※その他、特筆すべき功績があったと認められる企業・団体等について、特別賞を付与する場合がある。

6 表彰数

SDGs推進本部長（内閣総理大臣）による表彰は1件、SDGs推進副本部長（内閣官房長官及び外務大臣）による表彰は4件程度とする。

7 表彰時期

受賞者の公表及び表彰式は平成30年12月下旬頃に実施する（予定）。

8 結果の通知

12月下旬頃、受賞者に係る報道発表資料を外務省ホームページに掲載することをもって、全応募者への結果の通知とする（受賞者のみ、別途連絡を行う）。なお、審査経過に係る問合せ、審査結果等に対する異議申立てについては受け付けない。

平成 30 年 6 月 8 日

「ジャパンSDGsアワード」表彰基準等

応募申請用紙の記載内容等を踏まえ、下表の各項目について、4 段階の基準で評価を行い、総合的に選考する。

(1) 評価項目

項目	概要
普遍性	①国際社会においても幅広くロールモデルとなり得る取組であるか ②国内における取組である場合、国際目標達成に向けた努力としての側面を有しているか ③国際協力に関する取組である場合、我が国自身の繁栄を支えるものであるか
包摂性	①「誰一人取り残さない」の理念に則って取り組んでいるか ②多様性という視点が活動に含まれているか ③ジェンダーの主流化の視点が活動に含まれているか
参画型	①脆弱な立場におかれた人々を対象として取り込んでいるか ②自らが当事者となって主体的に参加しているか ③様々なステークホルダーを巻き込んでいるか
統合性	①経済・社会・環境の分野における関連課題との相互関連性・相乗効果を重視しているか ②統合的解決の視点を持って取り組んでいるか ③異なる優先課題を有機的に連動させているか
透明性と説明責任	①自社・団体の取組を定期的に評価しているか ②自社・団体の取組を公表しているか ③公表された評価の結果を踏まえ自社・団体の取組を修正しているか

※ 類似の賞の受賞歴等は参考評価とし、採点はしない。

(2) 評価基準

評価	評価基準
A	極めて顕著な功績があったと認められる
B	特に顕著な功績があったと認められる
C	顕著な功績があったと認められる
D	顕著な功績は認められない

平成30年6月現在

「持続可能な開発目標（SDGs）推進円卓会議」
構成員一覧

氏名	所属・役職
有馬 利男	グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン代表理事 富士ゼロックス株式会社エグゼクティブ・アドバイザー
稲場 雅紀	SDGs市民社会ネットワーク代表理事
大西 連	自立生活サポートセンター・もやい理事長
春日 文子	国立研究開発法人国立環境研究所特任フェロー
蟹江 憲史	慶應義塾大学大学院教授
黒田 かをり	社会的責任向上のためのNGO/NPOネットワーク CSOネットワーク事務局長
河野 康子	一般社団法人全国消費者団体連絡会前事務局長 NPO法人消費者スマイル基金事務局長
近藤 哲生	国連開発計画駐日代表
高橋 則広	年金積立金管理運用独立行政法人理事長
竹本 和彦	国連大学サステナビリティ高等研究所所長
田中 明彦	政策研究大学院大学長
根本 かおる	国連広報センター所長
二宮 雅也	日本経済団体連合会企業行動・CSR委員長 損害保険ジャパン日本興亜株式会社会長
元林 稔博	日本労働組合総連合会総合国際局長

※1 敬称略。五十音順。議題等により、参加者を追加することがある。

以 上